

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(21)

目 次

富山県国民保護対策本部 富山県緊急対処事態対策本部 訓令

○富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する
規程の一部を改正する訓令

1

訓 令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県国民保護対策本部長

富山県緊急対処事態対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県国民保護対策本部 富山県緊急対処事態対策本部 訓令第 1 号

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び
運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県国民保護対策本部及び富山県緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する

規程〔平成18年 富山県国民保護対策本部 訓令第 1 号 富山県緊急対処事態対策本部〕の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「知事政策部総務班」を「総合政策部総務班」に改める。

第 5 条第 2 項中「知事政策局長」を「総合政策局長」に改める。

別表第 1 の 1 の表中

知事政策部 (知事政策局 長 知事政策局 次長及び総 合交通政策 室長)	対策本部の 運営、各部 との連絡調 整、政府、 国会その他 の機関に対 する要望事 項の取りま とめ、交通 対策等に関 すること。
--	---

を

総合政策部 (総合政策局 長 総合政策局 次長及び企 画調整室長)	対策本部の 運営、各部 との連絡調 整、政府、 国会その他 の機関に対 する要望事 項の取りま とめ等に関 すること。
--	--

に、

		知事政策班 (知事政策局課長 知事政策局員 (防災・危機管 理課員、消防課 員、秘書課員及 び総合交通政策 室員を除く。))	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府、国会その他の機関に 対する要望事項の取りまとめ に関すること。 2 部内の被害報告の取りまと め及び連絡調整に関すること。 3 私立学校の災害対策に関す ること。 4 私立学校の児童、生徒及び 教職員の避難等に関すること。 5 体育施設の災害対策に関す ること。 6 体育施設における避難所の 確保、開設及び運営に関する 協力に関すること。 7 他班の分掌事務の応援に関 すること。
--	--	---	---

を

		企画調整班 (企画調整室課長 企画調整室員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府、国会その他の機関に 対する要望事項の取りまとめ に関すること。
--	--	------------------------------	--

	<ol style="list-style-type: none"> 2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 私立学校の災害対策に関すること。 4 私立学校の児童、生徒及び教職員の避難等に関すること。 5 他班の分掌事務の応援に関すること。
--	---

に、

航空政策班 〔総合交通政策室 課長（航空政策 担当） 総合交通政策室 員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 空港の状況の把握に関する こと。 2 空港の安全確保及び災害対 策に関すること。 3 空港の使用に関すること。 4 航空運送事業者への警報等 の伝達に関すること。
地域交通班 〔総合交通政策室 課長（地域交通 担当） 総合交通政策室 員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車による緊急物資輸送の 連絡調整に関すること。 2 公共交通機関（列車及びバ スをいう。以下同じ。）の被 害に関する情報の取りまとめ 及び復旧の支援に関すること。 3 公共交通機関の運行状況の 把握に関すること。 4 列車、バス及びタクシーに よる避難住民の運送に係る連 絡調整に関すること。 5 公共交通機関への警報等の 伝達に関すること。
応援班 〔総合交通政策室 課長（新幹線関 連政策担当） 総合交通政策室 員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。

を

スポーツ振興班 〔スポーツ振興課 長 スポーツ振興課 員〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 体育施設の災害対策に関す ること。 2 体育施設における避難所の 確保、開設及び運営に関する 協力に関すること。 3 他班の分掌事務の応援に関 すること。
---	---

		ボランティア班 〔少子化対策・県民活躍課長 少子化対策・県民活躍課員〕	1 ボランティアの受入れ及び派遣に関する事。 2 他班の分掌事務の応援に関する事。
		国際班 〔国際課長 国際課員〕	1 外国人に対する広報に関する事。 2 外国人の避難、救援、連絡調整等に関する事。 3 県内に在住する外国人に関する市町村、関係機関等との連絡調整及び安否情報の収集に関する事。

に、

観光・地域振興部 〔観光・地域振興局長 観光・地域振興局次長 及び地方創生推進室長〕	観光・地域振興に係る国民の保護のための措置に関する事。	地域振興班 〔地域振興課長 地域振興課員〕	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。
		応援 1 班 〔地方創生推進室課長（地方創生・人口減少対策担当） 地方創生推進室員（地域振興課員を除く。）〕	他班の分掌事務の応援に関する事。
		応援 2 班 〔地方創生推進室課長（世界で最も美しい富山湾・日本海政策担当） 地方創生推進室員（地域振興課員を除く。）〕	他班の分掌事務の応援に関する事。
		観光班 〔観光課長 観光課員〕	1 観光施設（ホテル・旅館を含む。）との連絡調整及び災害対策に関する事。 2 観光客の災害応急対策に関する事。
		国際班 〔国際課長 国際課員〕	1 外国人に対する広報に関する事。 2 外国人の避難、救援、連絡調整等に関する事。

			3 県内に在住する外国人に関する市町村、関係機関等との連絡調整及び安否情報の収集に関すること。
--	--	--	---

を

観光・交通・地域振興部 (観光・交通・地域振興局長 観光・交通・地域振興局次長、観光振興室長及び総合交通政策室長)	観光・交通・地域振興に係る国民の保護のための措置に関すること。	地域振興班 (地域振興課長 地域振興課員)	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		観光振興班 (観光振興室課長 (観光戦略担当) 観光振興室員)	1 観光施設(ホテル・旅館を含む。)との連絡調整及び災害対策に関すること。 2 観光客の災害応急対策に関すること。
		応援1班 (観光振興室課長 (コンベンション・賑わい創出担当) 観光振興室員)	他班の分掌事務の応援に関すること。
		応援2班 (観光振興室課長 (美しい富山湾活用・保全担当) 観光振興室員)	他班の分掌事務の応援に関すること。
		航空政策班 (総合交通政策室課長(航空政策担当) 総合交通政策室員)	1 空港の状況の把握に関すること。 2 空港の安全確保及び災害対策に関すること。 3 空港の使用に関すること。 4 航空運送事業者への警報等の伝達に関すること。
		地域交通・新幹線政策班 (総合交通政策室課長(地域交通・新幹線政策担当) 総合交通政策室員)	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関すること。 2 公共交通機関(列車及びバスをいう。以下同じ。)の被害に関する情報の取りまとめ及び復旧の支援に関すること。 3 公共交通機関の運行状況の把握に関すること。 4 列車、バス及びタクシーによる避難住民の運送に係る連絡調整に関すること。 5 公共交通機関への警報等の

		伝達に関すること。 6 他班の分掌事務の応援に関する こと。
--	--	--------------------------------------

に、「高度情報通信ネットワーク」を「防災行政無線」に、

「		応援班 〔文化振興課長〕 〔文化振興課員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。
		ボランティア班 〔男女参画・県民 協働課長 男女参画・県民 協働課員〕	ボランティアの受入れ及び派遣 に関する こと。

を

「		応援班 〔文化振興課長〕 〔文化振興課員〕	他班の分掌事務の応援に関する こと。
---	--	-----------------------------	-----------------------

に、

児童青年家庭班 〔児童青年家庭課 長 児童青年家庭課 員〕

を

子ども支援班 〔子ども支援課長〕 〔子ども支援課員〕

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)